

国内における著作物等のアーカイブ化をめぐる近時の議論

1. 著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- ・第186回通常国会に提出された「著作権法の一部を改正する法律案」に対する参議院文教科学委員会による附帯決議において、ナショナルアーカイブに関する著作権制度上の課題についての取組を推進することが記載されている。

〔参考1〕附帯決議（平成26年4月24日 参議院文教科学委員会決定）（一部抜粋）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、各事項について特段の配慮をすべきである。

九、ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること。

2. 知的財産戦略本部

〔参考2〕知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部決定）（一部抜粋）

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

（2）今後取り組むべき施策

（アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し）

- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手続の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。（短期・中期）（文部科学省）

3. 文化審議会文化政策部会

〔参考3〕文化審議会文化政策部会 審議経過報告

- ・第4次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」策定の参考とするため、文化政策部会において平成26年5月より、2020年及びそれ以降を見据えた文化政策の方向性等について審議を行っており、その審議経過報告が作成されている。

2. 講ずべき施策について

＜文化芸術立国実現に向けて＞

（4）施設・組織、制度の整備

○ 文化関係資料のアーカイブの構築

【施策例】

- ・2020年も見据え、貴重な各種文化資源を継承するアーカイブの在り方を総合的に検討するなかで、工芸、建築、デザイン、メディア芸術など、日本の強みを生かす国際的な拠点づくりを推進できないか。

〔部会における具体的提案〕

- ・アーカイブは、日本の芸術文化の足跡を体系的に整理・保存するだけでなく、新たなクリエイションに資するリソースとして積極的な活用を図るべき。
- ・日本が世界に誇れるものと言えば、ファッション、デザイン、マンガ・アニメ、映画、建築だと考える。映画は少しずつフィルムセンターでアーカイブ化が進み、建築は国立近現代建築資料館ができた。それ以外のものをどうアーカイブ化していくかが課題である。また、舞台芸術分野など、無形文化遺産のアーカイブ化も進めるべきである。
- ・地域に蓄積されている伝統芸能などの文化についても、アーカイブ化、データベース化し、世界に向けてその情報をオープン化し、広く次の担い手を求めたり、検索したり、アクセスしたりできる環境をつくる必要がある。
- ・文化財に関する情報の発信の多言語化、画像を増やすなどの取組が必要である。

4. 文化庁「文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議」

- ・平成 26 年 5 月、我が国の文化関係資料のアーカイブに関する現状、課題等を踏まえ、中長期的な視点も含めた文化関係資料のアーカイブの取組の総合的な推進方策を検討するため文化庁内に設置され、現在検討が行われている。
- ・8 月には本会議の「中間とりまとめ」が確定したところであり、今後の文化関係資料のアーカイブの取組の方向性について、示されている。(参考資料 4 参照)